

## 論点の整理（続）

### 3. 資金移動サービス

- ◆ 前払式支払手段の中には、単一の商品・サービスに利用できるだけでなく、多種多様な商品・サービスに利用可能なものや、情報ネットワークの活用などにより地理的にも利用範囲が広範化したものが普及している状況にある。
- ◆ 銀行（預金取扱金融機関）は、インターネット・バンキングの導入などの取り組みを進めているが、たとえば、送金手数料が高い、手続が面倒であるとの批判があるほか、外国人にとっては英語表記の案内が不十分である等の理由から、外国送金において不正の意図はなくとも、不正規な送金手段の利用につながっている面があるとの指摘もある。
- ◆ わが国では、為替取引は銀行以外の者は行うことができないとされている。銀行は決済機能に加え、預金を融資等に運用することによって、金融仲介や信用創造の役割を果たしている。また、その破綻はシステミック・リスクの問題が生じることから、厳格な規制が必要とされている。
- ◆ 米国では州によって異なるものの送金業として、EUでは決済サービス業として、資金移動サービスを行うことが認められ、それぞれ免許・許可制（license, authorisation）とされている。受け入れた資金について貸付けを行うことは認められず、依頼人が事業者へ渡し、受取人が未だ受け取っていない資金（滞留資金）の全額に相当する額の保全が原則として求められるが、兼業が認められるなど銀行に対する規制よりも緩やかなものとなっている。

#### 銀行以外の者による為替取引（資金移動サービス）

情報通信技術（ICT）の発展によって、銀行以外の者が、為替取引を行うことが容易になっていると考えられるが、どうか。

多様な担い手による為替取引に対するニーズについて、どう考えるか。

- ・ 為替取引には安全性、信頼性が求められると考えられるが、インターネットの普及等により、主として個人が利用する少額な決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっていると考えられるが、どうか。

新たに、銀行以外の者が為替取引を行うことができるとする法制度の整備（資金移動サービスに係る法整備）の利点について、どう考えるか。

- ・ 銀行には兼業範囲に規制があり、為替取引に併せて多様なサービスを提供することには限界がある。利用者の利便性について、どう考えるか。
- ・ 現在、事業者によっては、より利便性が高いサービスの提供が可能である

としても、為替取引に該当しないようサービス内容を制約する等の対応が行われる場合もあると考えられる。これについて、どう考えるか。

- ・ 資金移動サービスに係る法整備を図ることによる、イノベーションの促進、競争の促進について、どう考えるか。

資金移動サービスに係る法整備の問題点について、どう考えるか。

- ・ 事業者が提供する資金移動サービスについて、その確実性が欠ける場合の、利用者保護、社会的影響について、どう考えるか。
- ・ 事業者が破綻した場合、滞留資金が保全されていない場合の利用者保護について、どう考えるか。
- ・ 事業者が破綻した場合、決済システムの安定性、信用秩序その他の社会的な影響について、どう考えるか。
- ・ 事業者による、利用者から受け入れた資金を用いて他の利用者へ貸付けを行うことについて、どう考えるか。

資金移動サービスに係る法整備の必要性について、どう考えるか。

- ・ 仮に、法整備を行う場合、現在、銀行に対しては免許制とされる為替取引について、資金移動サービスを提供する事業者に対して、どの程度、柔軟な仕組みとすること（柔軟化）が考えられるか。
- ・ 仮に、法整備を行う場合、外国の資金移動サービス業者のわが国での資金移動サービスの提供、わが国の資金移動サービス業者の国際的な資金移動サービスの提供を行う可能性について、どう考えるか。

## 資金移動サービスに係る法整備の枠組み

滞留資金の保全について、どう考えるか。

- ・ 事業者が破綻した場合の利用者保護を図り、社会的な影響を最小限に抑えるには、滞留資金に相当する金額（滞留資金額）が全額保全されることが望ましいと考えられるが、どうか。
- ・ 事業者が破綻した場合に、保全した資金を利用者に分配するには費用が生じる。滞留資金額の全額を利用者に渡すには、滞留資金額の保全だけでなく、分配費用の確保も考慮する必要があると考えられる。これについて、どう考えるか。
- ・ 滞留資金額を必ず全額保全する仕組みを設けようとする場合、たとえばセーフティ・ネットなどの仕組みが必要であり、事業者の負担が大きくなることが考えられる。利用者保護等とのバランスを図るとすれば、どのような仕組みが適切と考えるか。

保全すべき額となる滞留資金額の計算について、どう考えるか。

- ・ 本来は、滞留資金額がリアルタイムに計算され、それに相当する金額が全額保全されることが望ましいと考えられる。しかし、リアルタイムに計算する場合、依頼人から資金を受け入れた直後には滞留資金の額が大きくなることや、リアルタイムに把握する仕組みの構築など、事業者にとって負担が大きいと考えられるが、どうか。
- ・ 他方、滞留資金額の計算を、日締め、月締めなど一定の頻度で行う場合には、場合によって、実際の事業者の破綻時の滞留資金の全額が保全されない可能性が高くなると考えられるが、どうか。
- ・ 滞留資金額の計算の頻度が高ければ保全すべき額は同じ程度でよく、頻度が少ない場合には、保全すべき額を多くするなど、そのバランスについて、どう考えるか。

保全資産の安全性等について、どう考えるか。

- ・ 安全性、流動性に欠ける資産で保全される場合、滞留資金額が保全されるとしても、実際の分配に際して換価を行った結果、予定していた保全額に達しないことや、長期間換価できないことも考えられる。また、現金以外の資産については、安全性が高くとも時価の変動が生じうる。保全資産として認められる資産として、国債など安全性、流動性が高いものに限定され、時価評価が適時に行われれば、滞留資金額が確実に保全されることが考えられるが、保全資産が限定されることや時価評価を頻繁に行うことは、事業者の負担が増加するとも考えられる。保全資産の安全性等のあり方について、どう考えるか。

保全資産の倒産隔離について、どう考えるか。

- ・ 滞留資金額の確実な計算、保全資産の安全性等の確保がなされても、倒産隔離が図られなければ、利用者保護等に問題が生じると考えられる。これについて、どう考えるか。

資金移動サービスの確実性について、どう考えるか。

- ・ 資金移動サービスの確実性が欠ける場合、事業者は期日どおりに資金を得られないことも起こり得る。これについて、どう考えるか。
- ・ 滞留資金額の全額及び分配費用が確実に保全される仕組みがとられない場合、事業者が破綻した場合には、利用者にプロラタ（比例配分）での返金を行うためサービスを停止する必要がある。このため、受取人が期日どおり資金を受け取ることができない場合も考えられるが、これについて、どう考えるか。

滞留資金額の規模、1件当たりの資金移動額の大小の区分などによって、制

度の内容を異にする必要性について、どう考えるか。

銀行に課せられる業務範囲規制、財務規制などや、資金移動サービス業者の要件等について、どう考えるか。

- ・ 業務範囲規制を行わない、あるいは資金移動サービス業のみでの採算を求めないこととすれば、一般の事業と組み合わせた資金移動サービスの提供が可能となると考えられるか。この場合、滞留資金額が原則として保全されることが必要と考えられるが、どうか。
- ・ 滞留資金額が原則として保全されるのであれば、財務規制の必要性は少ないと考えられるか。業務を適切に継続するためや、保全されない場合に備えるための、運転資金、自己資本の確保の必要性について、どう考えるか。
- ・ 滞留資金を用いた貸付けが禁止される場合に、財務規制、主要株主規制の必要性について、どう考えるか。
- ・ 事業者が代理店を利用する場合、代理店に対する事業者の監督のあり方について、どう考えるか。
- ・ 本人確認等の義務を課す必要性について、どう考えるか。
- ・ 銀行以外の者は銀行と称することは禁じられるが、資金移動サービス業者が提供する資金移動サービスが、銀行による為替取引とは異なるものであることを利用者に周知させる必要性について、どう考えるか。

国際的な資金移動サービスについて、どう考えるか。

- ・ 例えば、金融商品取引法では、株式の募集などを行う場合には、外国証券会社であっても、登録を受けて国内に営業所等を設置しない限り、国内にある者を相手方として勧誘してはならないこととされている。このような制度を整備することについて、どう考えるか。
- ・ 外国の免許等を得て行う資金移動サービス業者について、支店等の形態による参入を認めることについて、どう考えるか。
- ・ 国際的な資金移動サービスが行われる場合には、国内の利用者を保護するため、保全資産の保有を国内で行うよう求めることについて、どう考えるか。

## 4. 収納代行サービス等

### 収納代行サービス等と為替取引との関係

- ◆ 電気・ガスなどの財・サービスの利用料金の支払に、銀行振込を用いず、財・サービスの提供者（債権者）から依頼を受けたコンビニエンス・ストアなどの事業者に対し、利用者（債務者）が支払を行う、収納代行サービスがある。
- ◆ たとえばコンビニエンス・ストアを利用した収納代行サービスについては、安価であり、営業時間が長く、待たされない等の特徴がある。
- ◆ 収納代行サービスの開始当初は依頼人（債権者）は公共機関に限定されていたが、現在、その利用は公共機関にとどまらなくなっている。さらに、サービスの提供者も大手の事業者から中小の事業者に広がりを見せている。
- ◆ 現在、大手のコンビニエンス・ストアを利用した収納代行について、その利用は件数ベースでは銀行送金の約半数に達している。
- ◆ 最高裁判例では、為替取引は「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」と定義されている。

収納代行業者の、予見可能性、法的安定性について、どう考えるか。

- ・ 収納代行サービスは、財・サービスの提供者（債権者）への支払人（債務者）が行う支払の受取りであり、その後、収納代行業者が受け取った資金を債権者へ送付することは、別の行為であり、為替取引に該当しないと考える考え方がある。
- ・ 遠隔地にある債権者への債務の支払に際し、債務者は、銀行振込と収納代行サービスを、ともに債権者への支払のための手段として選択的に利用していると考えられ、為替取引に該当する考え方がある。
- ・ 収納代行サービスは為替取引に該当する疑義があり、為替取引としての取扱いが求められる可能性があることについて、どう考えるか。
- ・ 事業者が安心してサービスを提供できるよう法整備を図ることについて、どう考えるか。

## 代金引換サービス等

- ◆ 商品を購入した者の自宅等へ商品を搬送する際に、商品を搬送する運送業者が、商品の販売者から依頼を受け、商品の引渡しに際して購入者から代金を受け取り、販売者に対し受け取った資金を渡す代金引換サービスがある。
- ◆ ある事業者が提供した財・サービスの代金回収を、他の事業者が代行する回収代行サービスが存在する。たとえば、携帯電話会社が、携帯電話に搭載されたコンテンツの提供者から依頼を受け、電話料金等の支払を受ける際に、併せてコンテンツの使用料金の支払を受けるサービスがある。

為替取引との関係で、代金引換サービス等と収納代行サービスの区別について、どう考えるか。

- ・ 財、サービスの提供者（債権者）から資金の受取りを依頼された事業者と、債務者（支払人）との間の資金の授受が、支払人の自宅等で行われるか、事業者の店舗等で行われるかの違いがある。しかし、債権者から依頼を受け、債務者から資金を受領して債権者に送金するという点で、収納代行サービスと同様の仕組みであり、同様の取扱いをできると考えられるか。
- ・ 代金引換サービスについては、物流業者が附帯業務として行うサービスであり、言わば、商品販売支援業とも言うべきサービスである。飲食店や商店などが日常的に商品代金を扱う商売と基本的には同じであって、為替取引には当たらないとの指摘について、どう考えるか。

## 利用者保護等

- ◆ 収納代行業者に受領権限があることが多いと考えられるが、受領権限が明示されていない場合もある。
- ◆ 多くの収納代行業者は、1件当たりの取扱金額に上限を設けていると考えられる。
- ◆ 収納代行業者が取り扱う金額規模は大きくなっており、主要なコンビニエンス・ストア4社の収納代行取扱高は、平均的な信用金庫、信用組合での内国為替取扱高を超え、第二地方銀行協会加盟行の約4分の3となっている。
- ◆ 収納代行業者が、支払人から資金を受け取り、受取人（依頼人・債権者）に資金を渡すまでの期間は、比較的、短期間である場合が多いが、滞留する資金について保全が図られている場合は多くはないと考えられる。

- ◆ 収納代行業者が、受取人や、債権の内容が反社会的なものでないことの確認を行っている場合が多いと考えられる。
- ◆ 米国、EUでは、請求書の支払代行サービスは、それぞれ送金業、決済サービス業として整理されている。英国は、受領権がある請求書の支払代行サービスについては支払人の保護が図られているとして、EUに対し別の取扱いを求めている。
- ◆ EUでは、決済サービスは許可制（authorisation）とされているが、小規模なものについては、加盟国の判断により、資産保全等の義務を免除することが認められる。

収納代行サービス等に係る法整備の必要性について、どう考えるか。

- ・ 銀行が行う為替取引や資金移動サービスと、収納代行サービスとの相違について、どう考えるか。
- ・ 収納代行サービスを、銀行が行う為替取引や資金移動サービスと区別して取り扱う場合、資金の支払人の保護のほか、資金の受取人の保護、事業者が破綻した場合の社会的影響など、どのような観点からの検討が必要と考えられるか。
- ・ 仮に、法整備を行う場合、現在、銀行に対しては免許制とされる為替取引について、収納代行業者に対して、どの程度、柔軟な仕組みとすること（柔軟化）が考えられるか。

支払人の保護について、どう考えるか。

- ・ 収納代行業者が、依頼人（債権者・受取人）から受領権限が与えられ、支払によって債務が解消することが明示されることや、支払人に受領証が渡されること等が担保されれば、二重払いの防止が図られるため、支払人の保護は十分と考えられるか。

受取人（依頼人・債権者）の保護について、どう考えるか。

- ・ 収納代行業者が破綻した場合には、依頼人に資金が渡されず、その保護が図られない場合があると考えられるか。
- ・ 一般の消費者が依頼人として収納代行サービスを利用できる場合、依頼人の保護を図る必要性について、どう考えるか。
- ・ 依頼人が事業者であるなど自己責任を求めることが可能な場合には、その保護を図る必要性が少ないと考えられるか。
- ・ 滞留資金の保全を求めることについて、どう考えるか。事業者のみが依頼人として収納代行サービスを利用することが担保されれば、事業者（依頼人）を保護するための滞留資金の保全は必要はないと考えられるか。

収納代行業者の破綻によって受取人（依頼人・債権者）が被る損失のほか、その社会的な影響について、どう考えるか。

- ・ 1件当たりの取扱金額が一定金額以下の少額である場合、社会的影響は大きくないと考えられるか。少額であることを担保する必要性や仕組みについて、どう考えるか。
- ・ 収納代行業者が取り扱う規模が一定額以下である場合には、社会的影響は大きくないと考えられるか。規模が大きな場合について、どう考えるか。収納代行サービスを利用した不適切な資金移動の防止について、どう考えるか。
- ・ 依頼人や、債権の内容が反社会的なものでないことの確認によって、不適切な利用者を排除できることが担保されれば、不適切な資金移動の防止として、十分と考えられるか。

仮に、収納代行サービスとして何らかの要件を定め、銀行が行う為替取引や資金移動サービスと区別して取り扱うとした場合、その要件が守られずに、サービスの提供が行われることについて、どう考えるか。

- ・ 事業者自主ルールとして要件の作成を求めることで実効性を担保することについて、どう考えるか。
- ・ 法律上の要件とすることで実効性を担保することについて、どう考えるか。
- ・ そのほか、要件を遵守してサービスが行われることの実効性の担保について、どう考えるか。

為替取引との関係以外の点について、どう考えるか。

- ・ たとえば、エスクロー・サービスにおける同時履行の確保など為替取引との関係以外の点に関しては、金融の観点から制度整備を行う必要性は少ないと考えられるか。